

乳児一般健康診査

受診方法

母子健康手帳交付時にお渡しした「妊婦・乳児一般健康診査受診票綴り」の巻末にある「乳児一般健康診査受診票」を利用して、1歳のお誕生日の前日まで公費で2回、乳児一般健康診査を受けることができます。

受診機関

高知県内の医療機関（原則、小児科医による健診。受診前に、必ず電話予約をしてください。）

対象

津野町に住民票のある乳児

1か月児健診から1歳の誕生日の前日まで（※対象期間であれば、使用時期の決まりはありません。）

内容

身体計測、診察など

費用

無料（ただし、受診票に記載の項目以外は自己負担。保険分（2割負担）は助成なし。上限額あり。）

※乳児健診の助成は2回までです。（3回目からは自費です。費用は医療機関にお問い合わせ下さい。）

県外で乳児健診を受けたら

里帰り出産等のやむを得ない事情により、県外（国内）の医療機関で乳児一般健康診査を受診した場合、申請により、公費負担額を上限として助成を行います。

※助成対象は、保険外（10割負担）の乳児健診費用です。（※新生児期の検査、投薬（ケイツーシロップ含む）、医療費等は、健診の助成の対象外です。）助産所での乳児健診は、助成対象外です。

対象者

受診日に、津野町に住民票のある乳児

※乳児一般健康診査は、1歳のお誕生日の前日まで使用できるため、特別な事情をのぞき、県内で受診してください。

申請に必要なもの

1 申請書 乳児一般健康診査費助成金申請書

※申請者は保護者とする。（※申請額は記入不要です。）

2 乳児一般健康診査受診票（本町発行の未使用のもの。）

3 領収書（原本）

※領収書の氏名が乳児になっていない場合は、医療機関で乳児健診の料金を記載してください。

4 申請者名義の金融機関名・口座番号（※ゆうちょ銀行の場合は、他行振込用の支店名・口座番号が必要。）

5 印鑑（認印で可。訂正には訂正印が必要です。事前に申請書へ記載している場合もお持ち下さい。）

6 母子健康手帳（健診記録をコピーするため。）

※県外での受診時には受診票の提出は不要です。領収書、未使用の受診票を必ず保管して下さい。

※助成金の振込は、申請月の翌月の月末頃です。（例：4月に申請した場合は、5月末になります。）

申請期限

健診を受けた日から1年以内

助成費の上限額

1 回目・2 回目ともに 6,831 円 （※年度によって金額に変動があります。）

申請先

津野町役場 本庁舎 健康福祉課

※転入された方へ

公費で乳児健診を 2 回以上受診されていない 1 歳未満の方は、転入前の市町村で交付された「母子健康手帳と受診券」をお持ちのうえ、母子保健課までお越しください。津野町の受診票と交換いたします。（母子健康手帳はそのまま使用できます。）

